

## 医療提供体制設備整備事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保並びに医療施設における医療従事者及び患者の環境改善を図るため、医療提供体制設備整備事業を行う地方公共団体等、公的団体及び民間事業者並びに当該事業を実施する公的団体及び民間事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「医療提供体制設備整備事業」とは、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日付け厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知）に定める医療設備の整備を行う事業であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 病院群輪番制病院設備整備事業 救急医療対策の整備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知。以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、病院群輪番制病院の開設者（地方公共団体等を除く。）が病院群輪番制病院として必要な設備整備を行う事業をいう。
  - イ 救命救急センター設備整備事業 救急医療対策事業実施要綱に基づき、救命救急センターを運営する病院の開設者（地方公共団体等を除く。）が救命救急センターとして必要な設備整備を行う事業をいう。
  - ウ 高度救命救急センター設備整備事業 救急医療対策事業実施要綱に基づき、高度救命救急センターを運営する病院の開設者（地方公共団体等を除く。）が高度救命救急センターとして必要な設備整備を行う事業をいう。
  - エ 小児集中治療室設備整備事業 救急医療対策事業実施要綱に基づき、病院の開設者が小児集中治療室として必要な設備整備を行う事業をいう。
  - オ 小児医療施設設備整備事業 周産期医療対策等事業の実施について（平成21年3月30日付け医政発第0330011号厚生省医政局長通知。以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者（地方公共団体等を除く。以下同じ。）が小児医療施設の設備整備を行う事業をいう。
  - カ 周産期医療施設設備整備事業 周産期医療対策事業等実施要綱に基づき、知事の要請を受けた病院の開設者が周産期医療施設の設備整備を行う事業をいう。
  - キ 共同利用施設設備整備事業 共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について（昭和59年10月25日付け健政発第263号厚生省健康政策局長通知）に基づき、公的団体及び民間事業者が病院の共同利用に要する設備として必要な設備整備を行う事業をいう。
  - ク 地域災害拠点病院設備整備事業 災害医療対策事業等の実施について（平成21年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知。以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、地域災害拠点病院の開設者（地方公共団体等を除く。）が地域災害拠点病院として必要な設備整備を行う事業をいう。

ケ 医療施設非常用通信設備整備事業 災害医療対策事業等実施要綱に基づき、災害時に傷病者等の受入れの中心となる医療機関の開設者（地方公共団体等を除く。）が災害時における通信手段の確保を図るために必要な設備整備を行う事業をいう。

- (2) この要綱において「病院群輪番制病院」とは、救急医療対策事業実施要綱に基づき、休日又は夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を地域において輪番方式により行う病院をいう。
- (3) この要綱において「救命救急センター」とは、救急医療対策事業実施要綱に定める救命救急センターをいう。
- (4) この要綱において「高度救命救急センター」とは、救急医療対策事業実施要綱に定める高度救命救急センターをいう。
- (5) この要綱において「小児集中治療室」とは、救急医療対策事業実施要綱に定める小児集中治療室をいう。
- (6) この要綱において「小児医療施設」とは、周産期医療対策事業等実施要綱に定める小児医療施設をいう。
- (7) この要綱において「周産期医療施設」とは、周産期医療対策事業等実施要綱に定める周産期医療施設をいう。
- (8) この要綱において「地域災害拠点病院」とは、災害医療対策事業等実施要綱に定める地域災害拠点病院をいう。
- (9) この要綱において「地方公共団体等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。
- (10) この要綱において「公的団体」とは、日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会及び静岡県厚生農業協同組合連合会をいう。
- (11) この要綱において「民間事業者」とは、病院及び診療所の開設者のうち、地方公共団体等及び公的団体を除いたものをいう。

### 第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 事業計画書（様式第2号）
  - ウ 経費所要額調べ（様式第3号）
  - エ 収支予算書（様式第4号）
  - オ 購入医療機器説明書（様式第5号）
- (2) 提出期限

別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円（民間事業者にあつては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助対象者が市町の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (7) 補助対象者が市町以外の場合においては、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した1件当たりの取得価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- (8) 公的団体及び民間事業者が補助事業を行うために契約を締結する場合には、県が行う契約手続の取扱いに準じて適正に行わなければならないこと。
- (9) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては、(1)から(5)まで、(7)及び(8)に掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町

長」と、(4)及び(8)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

(10) 市町長が補助金の交付の決定をする際の条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(11) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第7号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更経費所要額調べ（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

オ 変更購入医療機器説明書（様式第5号）

## 第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第8号）

イ 事業実績書（様式第2号）

ウ 経費所要額精算書（様式第3号）

エ 収支決算書（様式第4号）

オ 補助対象医療機器の写真

カ 契約書の写し

キ その他参考となる資料

(2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律

第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金を交付する場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

附 則(平成19年2月27日告示第158号)

この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成19年8月24日告示第780号)

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則(平成20年10月31日告示第828号)

この告示は、公示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則(平成21年9月29日告示第800号)

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成26年6月27日告示第519号)

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年7月28日告示第646号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年4月6日告示第330号)

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそ

それぞれの告示の相当する様式により提出された申請書とみなす。

- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和元年11月8日告示第357号）

この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日告示第279号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後のそれぞれの告示（第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。）の規定及び様式は、令和3年度分の補助金等から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和4年3月18日告示第186号）

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助額	下限額
事業の区分	補助対象経費	補助基準額		
病院群輪番制病院設備整備事業	病院群輪番制病院として必要な医療機器の購入費又は心臓病及び脳卒中の重症救急患者の治療等に必要専用医療機器の購入費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	次の(1)から(3)までにより算出された額の合計額 (1) 医療機器 (2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 22,000千円 (ただし、特別に必要がある場合は、110,000千円を限度とする。) (2) 心臓病専用医療機器 1か所当たり 6,285千円 (3) 脳卒中専用医療機器 1か所当たり 6,285千円	市町が補助するのに要する経費と、補助対象経費の欄に掲げる医療機器等の購入費等の実支出額と補助基準額とを整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内	1品につき 200千円
	心電図受信装置の購入費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	1か所当たり 2,774千円		—
救命救急センター設備整備事業	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	次の(1)から(5)までにより算出された額の合計額 (1) 医療機器 (2)から(5)までに掲げるも	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較	1品につき 200千円

	<p>のを除く。)</p> <p>1 か所当たり 256,300千円 (ただし、30 床未満の場合 は1床当たり 8,470千円を減 額し、重症熱 傷医療を行う 場合は1か所 当たり44,000 千円を加算す ることができる。)</p> <p>(2) 心臓病専用 医療機器 1 か所当たり 62,856千円</p> <p>(3) 脳卒中専用 医療機器 1 か所当たり 62,856千円</p> <p>(4) 小児救急専 用医療機器 1 か所当たり 62,856千円</p> <p>(5) 重症外傷専 用医療機器 1 か所当たり 62,856千円</p>	<p>していずれか少ない額に3分 の2を乗じて得た額(算出さ れた額に1,000円未満の端数が 生じた場合は、これを切り捨 てた額)以内</p>	
	<p>ドクターカー及びド クターカーに搭載する 医療機器等の購入費</p>	<p>1 か所当たり 58,737千円</p>	—
	<p>心電図受信装置の購 入費</p>	<p>1 か所当たり 2,774千円</p>	—



	救急医療対策事業実施要綱の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	1か所当たり 1,100千円		—
高度救命救急センター設備整備事業	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷用医療機器の購入費	1か所当たり 88,000千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを整備箇所ごとに比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	1品につき 200千円
	高度救命救急センターとして必要な指肢切断用医療機器の購入費	1か所当たり 8,542千円		
	高度救命救急センターとして必要な急性中毒用医療機器の購入費	1か所当たり 32,039千円		
小児集中治療室設備整備事業	小児集中治療室として必要な医療機器等の購入費	1か所当たり 11,550千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	1品につき 100千円
小児医療施設設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。）の購入費	1か所当たり 26,400千円（新生児集中治療管理室に必要な医療機器を整備する場合には、9,900千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,650千円を加算した額とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内	1品につき 200千円

		ただし、16,500千円を限度とする。)		
周産期医療施設設備整備事業	周産期医療施設として必要な医療機器等 (母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の購入費	1か所当たり 31,975千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを整備箇所ごと に比較していずれか少ない額のそれぞれを合計した額と、 総事業費から寄附金その他の	1品につき 200千円
	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費	1か所当たり 32,039千円	収入額を控除した額とを比較して いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が 生じた場合は、これを切り捨てた額)以内	—
共同利用施設設備整備事業	共同利用施設として必要な共同利用高額医療機器の購入費	1か所当たり 220,000千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して いずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して いずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場 合は、これを切り捨てた額)以内	1品につき 1,000千円
	地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	1か所当たり 220,000千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して いずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場 合は、これを切り捨てた額)以内	1品につき 2,000千円

<p>地域災害拠点病院設備整備事業</p>	<p>地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費</p>	<p>1 か所当たり 19,224千円</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>	<p>1 か所につき200千円</p>
<p>医療施設非常用通信設備整備事業</p>	<p>災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費</p>	<p>1 か所当たり 741 千円</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）以内</p>	<p>1 か所につき33千円</p>